

## 通学用自転車等購入費の補助について

玄海町教育委員会では、児童生徒の自転車通学に係る安全確保及び保護者の経済的負担の軽減を図るため、通学に使用するヘルメット、自転車及び電動アシスト自転車の購入費用に対し補助金を交付します。

補助金の交付を希望される方は、下記の条件等をご確認のうえ、申請手続きを行ってください。

### 記

#### 補助対象者

自転車通学を許可された児童生徒の保護者。ただし、その児童生徒がスクールバスの利用の許可を受けていないこと。

(スクールバスを利用される場合、購入費用の補助を受けることができません。)

#### 補助金額

通学に使用するヘルメット、自転車及び電動アシスト自転車の購入費について、次の補助率で補助金を交付します。ただし、上限があります。

	1回目		2回目	
	補助率	上限額	補助率	上限額
自転車購入補助	50%	20,000円	30%	12,000円
電動アシスト自転車購入補助	50%	45,000円	30%	27,000円
ヘルメットのみ購入補助	50%	1,500円	30%	900円

(千円未満の端数は切捨て)

児童生徒1人につき、2回を限度に補助金を交付します。ただし2回目は、身体的成長等の理由による自転車の買い替えのみを補助対象とします。

#### 補助金申請期限

補助金申請は、自転車等の購入から6カ月以内に行ってください。

(裏面へ)

## 申請手続き

### (1) 補助金申請書等の用紙の配布

補助金申請書等の用紙は、玄海町教育委員会へ直接取りに来られるか、又は、みらい学園を通じて児童生徒にお渡しします。希望される方は、教育委員会又は担任の先生等にお申し出ください。

### (2) 補助金申請書の提出

補助金申請書は、教育委員会へ直接提出いただくか、又は、児童生徒に持たせて担任の先生に提出してください。

### (3) 補助金の交付

- ・ 提出された補助金申請書等を審査し、補助金の交付の可否を決定し通知します。
- ・ 補助金の交付が決定された方には、請求書を提出していただきます。
- ・ 請求書を教育委員会が受領した後、請求書に記載の口座に補助金を振り込みます。

## 注意事項

補助金申請者が次のいずれかに該当するときは、既に交付した補助金の全部又は一部を返還していただきます。

- (1) 補助金交付要綱又は補助金の交付の決定をするときに付した条件若しくは町長の指示に違反したとき。
- (2) 補助金の交付に関する申請、報告等について不正な行為があったとき。
- (3) 通学手段を変更し、通学に供するため購入した自転車等を使用しなくなったとき。
- (4) その他不相当と認められたとき。

**※通学方法を変更し、スクールバス利用の許可を受けられた場合は、補助金を返還していただくこととなります。ご注意ください。**

【お問い合わせ先】  
玄海町教育委員会  
〒847-1422  
佐賀県東松浦郡玄海町新田 1809 番地 6  
(玄海みらい学園内 2F)  
TEL : 0955-80-0233  
FAX : 0955-80-0235